

国会議員互助年金法を廃止する法律

(平成一八年二月一〇日法律第一号)(衆)

一、提案理由(平成一八年一月二七日・衆議院議院運営委員会)

宮路議員 自由民主党の宮路和明でございます。

自由民主党及び公明党提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

議員年金のあり方については、国民より厳しい批判が寄せられ、各般の検討が重ねられてきましたが、与党としては、国民世論を真摯に考慮し、これを来年度から直ちに廃止するという結論に至りました。このため、廃止後の措置の詳細について野党側と折衝を続けてまいりましたが、残念ながら最終的合意に至らず、与党の責任として今般法案を提出したものであります。

以下、その主な内容について御説明いたします。

本案は、本年四月一日から現行国会議員互助年金法を廃止し、廃止に伴う所要の経過措置を講じようとするものであります。これにより、四月以降は、現職議員が納めている納付金はなくなり、在職期間も加算されません。

廃止に伴う経過措置として、まず第一に、廃止前の既受給者等については、年金の支給を継続するものの、議員OBのうち、昭和五十六年四月以降の退職者については、四%から最大一〇%減額するとともに、所得に応じた年金の支給停止措置も、全額停止を含め、現行より大幅に強化いたします。

なお、現在支給されている遺族の年金については、これまでどおりといたします。

第二は、現職議員についてであります。

廃止法の施行日前日までに在職十年以上である議員は、既に現行法第九条により年金の受給資格があるため、退職後に年金を受給できることとします。しかし、その年金額は、OBを上回る一五%削減した上で、高額所得による年金の支給停止措置もOB同様に強化するものであります。また、年金の受給にかえ、納付金総額の八割に相当する額を退職時に一時金として受給することもできることとしています。

廃止の時点で在職十年未満の議員については、現行制度廃止に伴い、納付金総額の八割を退職時に一時金として受給することとしています。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院議院運営委員長報告(平成一八年一月三一日)

佐田玄一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、宮路和明君外六名提出の法律案は、現行の国会議員互助年金法を本年四月以降廃止し、これに伴う所要の経過措置を講じようとするものであり、これにより現職議員が国庫に納めている納付金は四月以降はなくなります。

経過措置の主な内容は、議員OBや遺族の既受給者については、年金権も憲法の保障する財産権であるため、年金の支給自体は継続するものの、国庫負担を軽減するため、OBが受ける年金は最大一〇%削減し、さらに年金の全額支給停止を含む高額所得による支給制限措置の大幅強化を図ろうとするものです。

現職国会議員については、廃止の時点で現行法による年金の受給資格を満たしているか否かで区分し、在職十年以上のいわゆる有資格者は、廃止時点までの在職期間に対応する、いわば過去分の年金を退職後受けるのみとし、その額もOBを上回る一五%削減した上で、同様の高額所得による年金の停止措置も適用することとしております。

なお、年金の受給権を放棄した場合には、これにかえて、廃止までに納めた納付金総額の八割に相当する額を一時金として退職時に受け取ることもできることといたしました。

在職十年未満の現職議員は、納付金総額の八割を退職時に一時金で受け取るのみとするものであります。

……………（略）……………

両法律案は、当委員会に付託され、去る二十七日提出者宮路和明君及び河村たかし君から提案理由の説明を聴取した後、質疑、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、河村たかし君外七名提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、次に、宮路和明外六名提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院議院運営委員長報告（平成一八年二月三日）

溝手顕正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、国会議員互助年金法を廃止しようとするものであります。これに伴い、退職者の普通退職年金を一定程度減額し、高額所得による年金の停止措置を強化するとともに、現職国会議員について、退職者以上の減額措置を定める等の経過措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。